

令和4年 第11回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	令和5年2月16日（木）午後2時～午後3時30分
開催場所	茨木市立障害福祉センターハートフル大会議室
開催形態	一部非公開
議題（案件）	<p>1 障害者差別解消に係る研修会</p> <p>(1)差別解消に向けて地域皆で取り組む</p> <p>(2)障害のある方の困りと配慮事項について</p> <p>2 事例検討</p> <p>3 今後の予定、連絡事項等</p>
配布資料	<p>会議次第</p> <p>【資料1】</p> <p>当日配布</p> <p>【当日資料2】</p> <p>【当日資料3】</p> <p>【当日資料4－1】</p> <p>【当日資料4－2】</p> <p>座席表</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>開会</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、第11回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の木本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間30分で終わらせていただきますことを御了承ください。</p> <p>まず、開会にあたりまして、福祉部長の森岡から御挨拶を申し上げます。</p>
福祉部長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>第11回茨木市障害者差別解消支援協議会に開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、非常にお忙しい中また非常に寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃から市政全般にわたり、とりわけ福祉行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>さて、本日は障害者差別解消法に関する研修、また事例研究などを議題としております。障害者差別解消法の趣旨や改定の状況などについて、また本市にお住まいの障害のある方の実際のお声やお困りごと</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>を踏まえての活発な御議論をお願いをしたいと考えております。</p> <p>皆様方による意見交換や実践は、本市が掲げております「共に生きるまち茨木」の実現に大変重要だと考えております。私ども行政機関はもちろん、地域の企業や事業者の皆様によります合理的配慮の主体的な取組の推進度というところが、より住みよいまちになるということと考えておりますので御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>そして、これからも当協議会の運営のほうに御協力・御理解をお願いいたしまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>部長は公務のため、会議の途中で退席させていただきます。御了承ください。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただいている資料は、資料1でございます。当日配付させていただいたものとしまして、配席表と当日資料2から4でございます。お手元に資料がない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入る前に当日資料4-1、第10回茨木市障害者差別解消支援協議会会議資料の一部訂正について、事務局より御説明させていただきます。</p>
事務局	<p>障害福祉課の堀内と申します。お手元の当日資料4-1に沿って御説明いたします。</p> <p>令和4年度第10回差別解消支援協議会にて御報告いたしました、令和3年度本市の障害者差別解消の取組について、一部実績値に誤り</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>がございましたのでおわびして訂正いたします。</p> <p>資料１－２の８ページ及び９ページ、（２）研修・啓発の取組についての具体例の項番が誤っておりましたので、資料のとおり訂正いたします。</p> <p>同じく資料１－２、１０ページ、職業能力開発講座の開催の１２月参加者数を３，８１８人と御報告しておりましたが、正しくは１８人となります。</p> <p>続きまして、資料１－３、（３）合理的配慮の提供等に係る主な取組についての２．事業者合理的配慮の提供に係る助成金の全体の助成金額を３６万５，５００円、工事の施工の助成金額を１１万５，５００円と報告しておりましたが、正しくは全体の助成金額が３６万円５，０００円、工事の施行の助成金額が１１万５，０００円となります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、誤った内容での御報告となりましたことを深くおわび申し上げます。今後、資料等の作成につきまして、より一層注意してまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本協議会規則第５条第１項の規定に基づき、ここからは田村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、第１１回茨木市の障害者差別解消支援協議会を始めたいと存じますが、まず初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局からの報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は、協議会委員１５人中、１４人の出席をいただいております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>す。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立しております。また、傍聴の方は本日いらっしゃいません。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら議題に入ります前に、本日予定される議題における個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日、議題2で事例検討を実施するため、個人情報を取り扱う議題を予定しております。議題2の事例検討については、非公開の取り扱いといたします。</p> <p>なお、会議録の作成のために録音をさせていただきますことを御了承ください。</p>
会長	<p>では、会議の公開・非公開について取り扱いが決まりましたので、会議のほうを始めていきたいと思えます。</p> <p>本日は、前半が研修会、後半が事例検討になります。次第の1の(1)について、御講義いただきます。</p>
府職員	<p>本日は、このような機会をいただきましてありがとうございますました。</p> <p>それでは、早速ですが御説明のほうに入らせていただきたいと思います。すみません。着座にて御説明させていただきます。</p> <p>最初の表紙のところ、今回、差別解消に向けて地域で取り組むということで始めさせていただきたいと思えます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>次、スライドの1枚目でございますけれども、本日お話しさせていただく内容は、こちらにお示した4つの内容となっております。</p> <p>それでは早速、障害者差別解消法の改正のところからお話しさせていただきたいと思っておりますので、スライド2をお願いいたします。</p> <p>こちらのスライドでございますけれども、障害者差別の解消の推進に関するこれまでの経緯をまとめたものになってございます。皆様、御存じのとおり、平成25年に成立いたしました障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されまして、その際の法律の附則で、法が施行された3年後に、3年経過したら見直すようにという規定がございましたので、平成31年から国の障害者政策委員会にて見直しの議論が進められまして、御存じのとおり、令和3年6月に改正法が公布されたというところでございます。大阪府でも、法律と同じく平成28年から大阪府障害者差別解消条例を施行しておりまして、こちらのほうは令和3年に改正条例を施行しておるところでございます。</p> <p>続きまして、スライドの3枚目をお願いいたします。</p> <p>こちらは、障害者差別解消法の概要のほうを記載させていただいたものになります。法律では、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が障害を理由とした差別として禁止されてございます。そして、現行の法律では行政機関による合理的配慮の提供というのは法的義務とされてございますけれども、事業者に対しては努力義務とされているところでございます。先ほど申しましたとおり、令和3年6月に改正法のほうが公布されまして、事業者による合理的配慮の提供が全国的</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>に法的義務となることとなりました。改正法の施行については、皆様も御存じのとおり、公布の日から3年を超えない範囲で政令で定めるとされておりますので、遅くとも来年の6月には施行される予定となっております。そのほかにも、一番下のところがございますけれども、法律では差別を解消するための支援措置として、支援地域協議会についても記載されているというところがございます。</p> <p style="padding-left: 40px;">スライドの4枚目をお願いいたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">ここからのスライドでは、差別解消法の改正の主な3つのポイントについて御紹介させていただきたいと思っております。</p> <p style="padding-left: 40px;">まず1つ目が、こちらのスライドでございます、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加となります。「国と地方公共団体は、適切な役割分担のもと相互に連携を図りながら協力しなければならない。」という条文が今回の法改正で追加されました。先日、パブリックコメントも行われておりました、基本方針の案には国と地方の役割というものが記載されてございまして、このスライドの下半分に書かせていただいているのは、そこに書かれている内容でございますけれども、内閣府のほうで司令官となりまして連携して対応するという事になっております。次のスライド5ですけれども、これは先ほど申しました国と地方の役割分担を図で示したもので、このような役割分担のもと国と地方が一体となって差別解消に取り組んでいくということにされています。</p> <p style="padding-left: 40px;">続きまして、スライドの6枚目をお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>こちらは、ポイントの2つ目でございます。事業者による合理的配慮の提供の法的義務化でございます。今回の改正の一番のポイントになるかなと思いますけれども、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供というのが、全国的に法的義務とされることとなりました。</p> <p>続きまして、スライドの7枚目お願いいたします。</p> <p>最後、ポイントの3つ目になりますけれども、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化ということで、支援措置の実施に関する基本的な事項の追加や相談に対応する人材の育成や確保の明確化、あと地方公共団体による情報収集・整理などについて、今回の法改正で書き加えられましたというところでございます。</p> <p>次にスライドの8枚目をお願いいたします。</p> <p>こちらのスライドは、改正法の施行までのスケジュールを簡単に示したものになります。基本方針の改定案は、先日パブリックコメントが終わりましたけれども、閣議決定をされましたら、そちらのほうを受けまして各省庁のほうで対応指針の改定というものが行われます。その後、指針の改定を受けまして、事業者はそれぞれで体制整備を進めていくということになります。</p> <p>また、地方公共団体におきましても、基本方針の改定を受けまして必要な体制整備を進めていくということになります。一番右側の周知啓発につきましては、施行までの間、継続して進めていくというようなこととなっております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>以上、簡単でございますが、障害者差別解消法の改正についての御説明となります。</p> <p>続きまして、支援地域協議会についての話題に移らせていただきたいと思います。</p> <p>スライドの9枚目をお願いいたします。</p> <p>こちらは、支援地域協議会の概要となりますけれど、障害者差別解消法に位置づけが記載されておりまして、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消のための取組を効果的かつ円滑に行うために置かれるものとされております。役割といたしましては、真ん中のほうに書かれております、法の第18条のほうで情報公開や差別解消に向けた取組に関する協議をして、その結果に基づいて取組を行うこととされてございます。</p> <p>スライドの10枚目をお願いいたします。</p> <p>しかし、法の中では具体的な事務というものは定められておりませんので、地域の実情に応じて判断することということにされております。こちらのスライドの10枚目の表ですけれども、これは支援地域協議会で想定されます主な事務といたしまして国が例示したものとなっています。例えば、参加されている機関で対応が困難であった事案について共有して、今後ほかの機関で同様の事例が発生したときに備えるであったり、優良事例を収集・共有し、その内容を評価した上で横展開ができるように事例集を作成するなどを挙げています。このように、会議に参加されている委員の皆さんから地域の事例について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>共有していただいて、どういったことができるのかというのを皆様で考えていただくというものが挙げられているところでございます。</p> <p>引き続きスライドの11枚目です。こちらにつきましても想定される主な事務ということで、こちらのほうにはあっせんであるとか紛争解決や周知啓発などといったものが挙げられてございます。このほか、ここに書かれていないものであっても、法の指針の範囲内で様々な取組ができるということがされておるところでございます。</p> <p>それでは、次にスライドの12枚目です。大阪府の支援地域協議会にあたります、大阪府障がい者差別解消協議会の取組について簡単に御紹介させていただきたいと思えます。</p> <p>まず1つ目に挙げさせていただいているのは、助言型合議体になります。こちらは、この協議会は大阪府の取組を報告しまして、それについて意見をいただくといった、ほかの地域協議会さんがよくやられていることもされておりますけれども、そのほかに子会議のほうで、大阪府の障害者差別の相談にあたっている相談員が対応に苦慮した事案につきまして、委員の皆様へ助言をいただくことによって相談員の資質向上に役立てるといような機会を年に2回ほど開催させていただいております。これが助言型の合議体というものです。</p> <p>また、親会議のほうにおきましては年に2回程度開催しておるんですけれども、コロナ禍でも委員の間での意見交換を、昨年度からなんですけれども取り組みを始めておるところでございます。昨年度は大阪府が差別解消条例を改正しまして、事業者による合理的配慮の提供</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>を義務化いたしましたので、それによる空気間の変化であったりとか、事業者であれば何か取組をされているかということについて意見交換をしていただいたり、あと新型コロナに関連する差別事案について何か見聞きしたことはあるかどうかというのを、御参加いただいている委員の皆様にご紹介いただいたところでございます。今年度は、事例について委員の皆様にご考え方を御共有いただいたり、というような議論をさせていただいているところです。</p> <p>次のスライドの13枚目。こちらは、今年度第1回の会議のときに実際に使用したシートになります。このようなシートを準備させていただきまして、委員の皆様にご意見を出していただきまして、考え方の共有などといった取組をさせていただきました。本日も、こちらの協議会さんのほうで事例について議論をされるということですので、同じような取組をされているのかなと思います。</p> <p>以上が、簡単でございますが、支援地域協議会についてになります。</p> <p>続きまして、スライドの14枚目をお願いいたします。</p> <p>次に、大阪府における差別解消に向けた取組について御紹介させていただきます。</p> <p>大阪府では、差別解消ガイドラインやチラシなどといった紙媒体での啓発や研修会の開催などで周知啓発を進めてまいりました。しかし、コロナ禍でものを配ったり大人数を集めて講演をやるというのがなかなかやりにくいということがあるとともに、既存のそういう紙媒</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>体の配布や人を集めての講演だと、一部の方しか手に取っていただいたり参加していただいたりすることがないということがございましたので、昨年度から動画やSNSを生かした周知啓発の取組というものを行っております。</p> <p>こちらのスライドの14枚目に出させていただいているのは、これは去年つくった動画の写真を載せさせていただいているんですけども、昨年度は身体障害を主なテーマに取り上げましてフォーラムを開催しまして、その様子を動画で撮ったものを作成してYouTubeで公開いたしました。今年度も同じような取組をいたしまして、今年度は知的障害・発達障害を取り上げたフォーラムを開催いたしまして、こちらにつきましても同じく動画を作成し、つい先日公開したところでございます。</p> <p>続きまして、スライドの15枚目をお願いいたします。</p> <p>こちらでは他市さんの取組ということで、門真市さんの取組についてお話を伺いましたので、そちらのほうを御紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>門真市障害者差別解消専門部会での取組となっておりますけれども、差別解消法が改正されまして合理的配慮が事業者の方にもこれから義務化されることになるということで、事業者の皆さんがどのように考えているのかなというのを知りたいなと思われたということと、あと、なかなかふだん事業者の方と関係性というのが築けていないということで、何かそういう関係性を築くきっかけが欲しいなということ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>考えられたそうで、そういうきっかけからアンケートを行うということにされたそうです。アンケートでは、障害者の方への対応や困ったこと、あと工夫など聞くことにされたそうです。</p> <p>スライドの16枚目をお願いいたします。</p> <p>こちらでは、実施方法であるとか工夫された点等を書かせていただきました。実施方法につきましては、もともとは市内全体の全事業者に向けてやろうということも考えられたそうなんですけれども、いきなりそんなに大きくやってもうまくいかない可能性があるなということで、ひとまずは商工会議所さんに事業者を幾つか紹介してもらって、そこに向けて実施されたということでした。</p> <p>また、アンケートを行う際は事務局だけではなくて、当事者団体さんであったり当事者の方の3者と一緒に訪問する形で実施されたそうです。その下に工夫された点として書かせていただいておりますけれども、困りごとを一緒に考えましょうというような内容のアンケートにされたということ、あと事業者との関係性をつくるきっかけづくりにしたこと、あと今回は障害のある方がよく訪れる業種で、かつ当事者の方も訪問しやすいお店を商工会議所に選んでもらってアンケートを実施したということでした。</p> <p>本当にこれについては、つい最近やられたものなのでアンケート結果の取りまとめは今やっている途中ですということなので、結果はまだ詳しくお聞きすることはできていないんですけれども、この結果を基に今後の施策の参考にするようにしたいということと、このアンケー</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>トでできた事業者との関係性も今後生かしていきたいというお話をお聞きしております。</p> <p>以上が、大阪府の取組とそのほかの紹介になります。</p> <p>最後になりますけれども、スライド17、スライド18で、今年度大阪府に入った事例を2つほど紹介させていただきたいと思います。</p> <p>スライドの17枚目、まず1事例目でございますけれども、感覚過敏とマスク着用時に呼吸苦のある人が、マスクを着けずにホールで行われるライブに参加できるかどうか主催者に聞いたところ、拒否されたというものです。この方は、会話時にはハンカチで口元を押さえることなども提案したそうなんですけれども、主催者側からはそれも駄目ということで、代替措置の提案もなく断るのは合理的配慮の不提供ではないのかということでお問い合わせがありました。対応と結果でございますけれども、大阪府の相談員から主催者に対しまして、マスクの代替や席の移動などの調整を依頼いたしました。主催者以外の利害関係者の方もライブの開催には結構いらっしゃるみたいなんですけれども、そういうわけでスムーズにいったわけではないのですが、結果的にバリアフリースペースでマスク不着用での鑑賞が可能になったという事例でございます。</p> <p>続きまして、スライドの18枚目をお願いいたします。</p> <p>2つ目の事例は、聴覚障害がある方が、とあるスポーツの指導者養成研修会に参加しようとしたところ、手話通訳の手配は自分でするようにと受講要綱に書かれておりました。そこで、主催者側が手話通訳</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>を準備するべきではないかということで手配を依頼されたそうなんですけれども、開催直前になって準備できないという回答があったものです。研修会の主催者団体に、大阪府の相談員が聞き取ったところ、ボランティア的な団体であるので費用面で準備をするのは非常に厳しいということでした。そこで、相談員からUDトークであったり筆談などの代替措置を使ってでも、参加について検討してくださいということで話し合いをするよう求めたところ、結果的にはUDトークを利用しての受講が可能になったという事例でございます。</p> <p>以上になります。非常に駆け足の説明になって申し訳ございませんでしたが、ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの講義について、御質問がございましたら1つ、2つお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>御質問がある場合は、挙手をお願いします。マイクをお持ちしますので、その後マイクをお持ちいただいて御発言願いたいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>また、ありましたら後で御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>それでは、次の講義のほうに移りたいと思います。</p> <p>次第1の(2)です。講義の前半と後半の間に意見交換を実施したいと思います。</p> <p>それでは、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>今回は、実際にふだん聞いている相談から、本当に身近な生活場面</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>での困りの相談、少し身近な場面の工夫や合理的配慮を考えていこうということで話題提供させていただきます。すみません。着座で失礼いたします。</p> <p>講義の流れとしましてスライドの2ページ目に、この後の流れを書いています。各障害の方の実際お受けした内容を少し加工してエピソードを紹介させていただきます。途中、皆さんに合理的配慮の意見交換をしていただいて、実際に行われた合理的配慮よりもよりよい合理的配慮の意見が出たらなと思ひ、後半で実際にどのような配慮が得られたかということの紹介をさせていただきたいと思ひます。個別のケースの工夫だけでなく、皆さんの意見交換などを通じて茨木地域全体が工夫し合える地域になるようにということで話題提供させていただけたらと思ひます。</p> <p>では、3ページ目の目的についてです。</p> <p>障害のある方の困りと配慮について、実際に障害のある方のエピソードから実際に一緒に理解を深めていきたいと思ひます。皆さん、当事者意識を持って意見交換していただけると思ひて期待しておりますので、ぜひ活発な意見交換をこの後よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、実際のエピソードに入っていきたいと思ひます。4スライド目からです。私は、主に精神障害の方の相談を聞いている事業所に勤めているもので、エピソードがかなり精神障害の方、コミュニケーションを中心にした困りが、よく出てくること御了解ください。</p> <p>まず、高次脳機能障害の方からの相談の事例です。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>一見すると、御本人さんも障害があることを分かってもらいにくくて、なかなか状況を説明しても分かってもらいにくいということは日々相談の中で言われていました。苦手なこととしまして、音声で聞く、相手の話を音声で言われたときに聞き取ること、それとそれを記憶することが苦手ということでもあります。この感覚性失語といたしまして、御自身が流暢にしゃべれるように言葉は出てくるのですが、外の会話とかは外国語を聞いているようなそういった世界の中でふだん暮らされています。この方の困りとしてしましては、医療機関において診察の際の説明に対して、一度聞いても覚えきれなかったりうまく聞き取れなかったりするために再度説明を求めたんですけども、多分状況を分かってもらいにくかったのか、先ほど説明しましたよねと返答されて、ちょっと自分でも再度説明をお願いしますと言えずに困ってしまったエピソードがあったということです。これが1つ目のエピソードです。</p> <p>続いて、5ページ目です。これも高次脳機能障害の方からの相談の事例です。</p> <p>苦手なこととしまして、数字が苦手ということです。例えば、5という数字があつて^ご5と言われたら分かるけれども、それが^{いっ}5つになったり^{いっか}5日というように言われると、同じ5という意味なのか分かりづらいつか、数字の組み合わせを分かりにくいし、それを覚えておくことが苦手、お金の組み合わせも焦ってしまって苦手というのが、ふだんの生活の中での困りにありました。スーパー、コンビニにおいて、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>お会計の際に値段を読み上げられて、特に今感染防止でフィルムが吊り下げてあったりで余計に聞き取りづらく、支払い方法とかも含めて混乱してしまうというような困りが実際に生じました、という相談がありました。</p> <p>続いて、6 ページ目です。発達障害の方、統合失調症の方の相談も多く受けております。</p> <p>相談の中では、音声に対してちょっと過敏で、特に子どもさん世代の大きな声だったりとか、人がたくさんいる場面で混乱してしまう困りがあります。例えば、医療機関においても、商業ビルに入っているクリニックも結構ありますし、待合室の混乱状況でも変わってきます。キッズスペースもあって、子どもさんに配慮されているという場面についても、その方にとっては聴覚過敏でにぎやかな場面が苦手というようなこともあったそうです。ですので、医療機関において、診療までの待ち時間が長いときに心理的に負担が大きくて、何らかの配慮が受けられないかというような相談がありました。</p> <p>続いて、エピソードが立て続けになりますが、7 ページ目。これも発達障害・統合失調症の方からのエピソードです。</p> <p>苦手なこととか不安感が強く、例えば医療機関受診においても困りが生じました、という相談でした。受診前の問診の際に、既往歴とか薬の内容について記入はしました。ただ、その記入内容について確認されるときに、ほかの待合の方に聞こえないかという点で不安になりました、というようなエピソードでした。これは多分医療機関だ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>けでなく、我々相談機関もはっとさせられたようなエピソードでした。その確認場面とかに、きちんと確認するような場所や場面の配慮がどうされるべきかというようなエピソードでした。</p> <p>続いてのエピソード、8ページ目です。これも発達障害・統合失調症の方です。</p> <p>苦手なこととして、安定した睡眠サイクルを保つことが苦手だったり、日々症状に波があって、うつ症状が強く出てしまうというようなことがありました。これは、学校の場面ですね。駅などの人が多く集まる場所に出向くことがしんどく、恐怖を感じてしまう。そのために授業を受けに行きたいと思っても、公共交通機関での通学が難しく、何らか授業への参加への配慮が受けられないかというようなエピソードでした。</p> <p>最後のエピソードですね。9ページ目、これも発達障害・統合失調症の方からの相談のエピソードです。</p> <p>苦手なことというか、特性としてなかなか事情を知らないというか状況が分からないと、体自身は思うように動かせるということもあって元気だと思われてしまい、実際は情報が多過ぎたりすると脳が疲労して混乱をしてしまったり、体にすごく疲労を感じたり、また薬の副作用とかで体が重いなど思いながら行動されていることがあるけれども、それが周りになかなか分かってもらいにくい。なので、例えば公共交通機関でしんどいな、座りたいなと優先座席に座るときに、どう思われるだろうかというような不安を感じながら乗車してますという</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>ようなエピソードを伺いました。</p> <p>こちらのエピソードを基に、意見交換を行えたらということで、まず事例を幾つか紹介させていただきました。すみません。田村先生のほうから、意見交換の指揮をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、前半の講義の中でのエピソードにおいて、医療機関、大学、商業施設でどのような配慮が必要になっているのかというふうなことについて、委員それぞれの立場で構いませんので、当事者の立場だけでなく委員それぞれの置かれている立場、利用者とかそういう立場からでも構いませんので、どのような配慮等が求められているかというふうなことについて、少し意見交換をしていただきたいと思います。自由に挙手をしていただいて、発言をしていただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>事業者の方でいくと、こういうところが困っているところがあるとか、あるいは当事者の方がこういうことをもっていただけると助かるのだがとか、いろいろあると思いますが、いかがでしょうか。どうですか。</p> <p>お願いします。</p>
委員	<p>お困りごとに関してということ言えば、医療関係なので、うちは歯科医院なので病院とはちょっと、個人の歯科医院ですから大きい病院でできることとか、なかなか医療の保険点数も医科と歯科は違うので、一概に言えないことはいっぱいあるんですけど、待ち時間に関し</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>ては苦手な方は予約時間を変更したりとか、待ち時間が少ない時間帯にとか、人の少ない空いている時間帯に入ってもらったり、うちは障害のある方をたくさん受け入れているので、ちょっとそういう予約の工夫をしたりしています。それと、待合でなるべく問診とかというのは避けるようにはしているつもりです。ただどうしても移動に時間がかかったりして1回診療室から出られた後に、また入ってもらって距離の長い場所に入ってもらってこそっと聞くということができない場合は、ほかに患者さんがいなければ待合で聞いたりすることはあるんですけど、その辺は服薬の内容だけじゃなくて症状のことであったりとかということも、極力受付ではお話ししないように、ほかの患者さんがいる場合は気をつけているところです。</p> <p>あと、再度の説明なんですけど、僕は一番困るのはこれです。正直言って、例えば歯科の保険点数の再診料なんて言うのは400円で、もし何も治療しないで説明だけとかいろいろお困りごとがあるので話を聞きますとなったときに、これ400円で30分話を聞いたら、うちの経営コストとしては30分僕が一人話を聞いてしまうと、何千円も赤なんですよね。だから、これって経営的に成り立たないんです。だから、予約もいっぱい入れないと歯科というのは非常に低点数で縛られているものですから、がっつり予約を入れていかないと分単位で何をするかを決めながら入れていかないといけないところで、イレギュラーにいろいろ質問されるのは当然のことなんですけど、そういうことが起こってきた場合に何回も同じ説明をできるかということ、実際</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>に経営的に無理な部分があるんですよね。しかも、ほかの患者さん、お金のことだけじゃなくてほかの患者さんが後で詰まってくるじゃないですか。そこで30分おしたら、後ろの患者さん全員30分以上待つことになっていくわけです。だから、そういう予約もタイトな中で、そういう時間が取れるかということが実際は、本当のこと言うとそういう体制で医療をさせている、大きな話をさせてもらおうと国の医療制度の問題で、本当はそこなんです。患者さんと医療側が対立するような形の保険点数、余裕があってちゃんと患者さんの話をしっかり聞いて、そういう中で診療がしたいというのは医療側も当然そう思っているんですけど、だけどそれができない。それをすると経営的に困窮してしまうという状況の中で、特に僕は障害者歯科を専門でやりますから、障害者の方をそんな時間で縛って慌てさせて、見たくないわけです。ゆったり話も聞いて、ゆっくり時間をかけてやりたいんですけど、それができない。低点数政策、医療制度を切り捨てていっている国の方針というのは非常に腹が立って、そこが一番の問題やと思っているんですけど、それはちょっと大きい話で申し訳ないですけど、その再度説明するのが困るケースというのは、うちでは複写式用の紙を利用しています。全く白紙の複写式用の紙に、図とかを書きながらなるべく1回で、特に認知症の方とかは言ったことをほぼ覚えてなかったりするので、それで書いて日付も入れてというようなことでやると、御自宅に帰っても見直すことができますし、またそれを持ってきてもらってどういう意味やったっけと聞いてもらったら、それで</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>説明ができるので、用紙を残すように工夫しています。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、どうでしょうか。あと1つ、2つありましたら。当事者の立場の方からでも構いませんが、どうでしょうか。</p> <p>お願いします。</p>
委員	<p>よろしくお願いします。</p> <p>僕は高次脳機能障害ではないので、具体的にこうだということは言い切ることは難しいかなと思っています。ただ、いろんな話を聞く中でこうなのかなというところでお話をさせてもらえればと思っています。医療機関における説明なんですけれども、一気に話してしまうことがあったりとか、難しい用語でしゃべられるとなかなかそれが理解できなかつたりとか、そういう方も中にはおられるので一つ一つ簡単に分かりやすい言葉で説明していただくということがすごく大切かなと思っています。</p> <p>あと例えば、先ほど先生が言っていたように複写式の記録で書いてもらったりとか、それがなければ筆談方法とかでも書いていただいたりとか、その辺ちょっと工夫は必要なのかなと思います。その後でも、終わってからも確認が取れたらいいのかなという。結構、先生方によってはすごくごもごもとした声でしゃべられたりとかそういうことがあったりとか、それから逆に分かりにくかったりとかそういうこともあるのかなと思います。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>次に、レジのところなんですけれども、何円ですと言われると分かりにくかったりとかするというのは結構聞いたりとかするので、スーパーのレジには値段が表示がされているので、そこを見やすいように示してもらったりとか、あと難しかったら電卓で実際にやってもらうとか、いろいろ工夫はあるのかなとは思いました。</p> <p>次に、医療機関での待ち時間というのはすごく長いなと思います。どれぐらいの時間があるのか読めないところで、しんどかったりすると聞いたことがあったりとかしますので、病院の小さい大きいとかあったりするんですけど、例えば僕の言っている病院とかやったらスマホのLINEで何番の部屋に来てくださいとか、表示されたりとかすることはあります。ただ、それもやはり病院によっては違うので、病院によっては声をかけてもらって、それまで皆さんがしんどくないところで部屋があったらそこにしてもらったりとか、例えば車で来ているのなら車の中で待ってもらって、声掛けさせてもらったりとか、ということがすごく大事かなとは思いました。あとは問診票の受付で、待合室で聞かれるというところなんですけど、これも病院によってはあるんですけども、問診を聞く部屋があるところは問診の部屋で聞いてもらったりとかするかなと思いますけども、問診票の部屋がないところで待合室で聞かれるというのは嫌なものだと思うので、周りに患者さんがいないかどうかというのを確認してもらうこととか、ここではどうですかという確認作業をしていただくことがすごく大事かなとは思いました。まだ、いっぱいあるけれどもここまでにしておきま</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>す。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>あと、どうですか。当事者の方、私はこういう経験があるとかという ことがもしあればお話しいただけると助かると思いますが。</p>
委員	<p>初めの頃は、僕は非定型精神病ですけども、受診したときにほかに どんな薬を飲んでおられますかと聞かれて薬の名前を挙げて、これは 統合失調症の薬ですとかいうのを、精神障害者ですとか言うのがつら かったです。だけど、何回も何回もそういう経験を繰り返して強気と 言うのか感覚が麻痺してきて、何とでも思えという感じでしてきたの で、そういう傷ついて傷をさらに傷つけてかさぶたができて開き直っ た状態で今まで受診してきました。だから、そういういろいろ配慮を 言われていただきましたけど、そういうのを皆さんの医療機関で多く してもらったら僕らも差別感を感じなくてうれしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まだまだあるかとは思いますが、一旦ここで区切らせてもら って、それでは実際にはどのような配慮があったのか、あるいは御意 見も含めて後半のほうの講義をお願いしたいと思います。よろしくお 願いします。</p>
委員	<p>すみません。本当に貴重な意見をありがとうございます。この後、 実際にその方とこんな配慮があっただけよかったということも含めて御紹</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>介したいと思うんですけども、複写式用の紙で図を書いて、それを渡せるっていいなと思いながら聞いていました。ありがとうございます。</p> <p>では、実際に私のほうで今回出てきた相談者の方とやり取りをしたエピソードを11ページ目から記載させていただいています。</p> <p>高次脳機能障害の方と医療機関において、実際どのような配慮を受けられたらいいかということで、何度か通ううちに自分自身がすごく聞き取りとか記憶が苦手ということを知ってもらうことで、多分説明の仕方がすごく変わってきたというのはおっしゃっていました。苦手なことを踏まえて説明していただけるようになり、分かりやすく分けて区切って確認しながら説明をしていただけたという、そこでコミュニケーションが取りやすくなったのと、あと記憶補助のために音声の録音の許可をいただいたということでした。今スマートフォンで録音機能があって、オーケーいただいて、診察室の中、ほかの音声が入らない、先生と御自身の会話だけを録音させていただいています。自宅に戻って、再生スピードをゆっくりにしたりとか文字変換アプリを使って確認をしているということでありました。なので、そういった意味では後で振り返ってまた質問とか、先生とのコミュニケーションもしやすくなったということをおっしゃっていました。</p> <p>12ページ目です。</p> <p>続いて、同じく高次脳機能障害の方ですけども、六條委員がおっしゃってくださったように、スーパー・コンビニにおいては、これ多</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>分聴覚障害の方もそうだろうと思うんですけども、口頭では合計金額聞き取りにくいということもあって、サインをやり取りすることで合計金額が見えるように向きを変えてもらったり、できればもっと表示が大きいとうれしいなということは言われていました。それと、実際に小さな商店では電卓に数字を打って、それを見せていただいたりというような配慮を受けられたそうです。それと、電子決済が普及してきて、お金の金額を覚えきれないけど、ある程度バーコードで決済をすることができて、すごく行動範囲は広がったということ言われています。できれば、セルフレジでの操作説明とかを少し補助していただくと助かるということと、あと電子決済の方法とかがもう少し表示が大きいと、これ使えますというやり取りがしやすくなるなというような、そういったエピソードを言われていました。</p> <p>続いて、13ページ目です。</p> <p>発達障害・統合失調症の方の医療機関における待ち時間、いろいろ意見ありがとうございました。待ち時間の場所を別エリアにしていたという方もありました。それと外で待たせていただくことが多くて、車の中で待たれているということと、LINEがなくても診療時間が近づいたら電話1本で近づきましたと、何人ですということややり取りをする配慮をいただいています。問診の記載内容については、周りの人が少ないことを確認して、診察室の中に入ってから最終確認ということも含めて、不安の軽減ということで配慮をいただいたというエピソードがあります。多分、先ほどのお話のようにいろいろ困っ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>た思いを聞く積み重ねの中で、医療機関でもだんだんと変わってきたんだらうなというふうに思います。</p> <p>14 ページ目です。</p> <p>発達障害・統合失調症の方で、大学において配慮というのを受けられたということでお聞きしています。コロナ禍でオンラインの授業が増えてきたということもあり、対面も再開した後ではあったのですが、授業出席についてはオンラインの対応を選択できるようにという配慮をいただきました。診療のこととかも含めて学校のほうと相談をして対面とオンラインと選択でき、調子に応じて授業には参加できるようにという配慮をいただけたということでした。授業だと、オンライン化が進んだことで社会参加の機会はすごく増えたというのは、いろんな方からお聞きをしています。</p> <p>続いて、15 ページ目に移ります。</p> <p>公共交通機関において、自分が座ろうと思ったときに躊躇してしまうというようなことですね。この方については、ヘルプマークをかばんにつけるなど御自身でも工夫して利用することで、ヘルプマークを知っていただくということで随分と配慮を求めやすくなったなというようにお話をされています。周りの目を気にすることが減って、例えば、車両の中で情報が多過ぎてしんどいというときに、優先座席って割と車両の端のほうにあるので、すごく視界が遮られて楽で、ヘルプマークをつけることで自分も座っていいかなということで、少し気持ちを楽に座ることができたということでした。ヘルプマークを、広く</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>正しく知っていただくということ自体が助けになるなということと言われていました。</p> <p>最後、16ページ目です。</p> <p>私が勤務している地域活動支援センターの利用者の多くの方から寄せられています。地域の学校によって、障害者理解を目的とした授業が開催されること自体、それが利用者さんの励みになるということも多く言われています。それと、地域の交流場面、社会参加できる場面というのが増えることで、当事者自身も一緒に何かを取り組むことができます。なので、市民として自分が一緒に取り組んでいるんだという、すごく達成できる気持ちを感じることができるので、ぜひこういった社会参加の場面が増えていくと、自分たちのことも知っていただけるのかなというような意見を多くいただいています。</p> <p>最後、まとめです。17ページ目です。</p> <p>本当に身近な相談の内容から言ってますので、合理的配慮と聞くとちょっと難しく聞こえる部分もあるんですが、身近なことで工夫できることが本当にたくさんあることに気づかされます。なので、それぞれの意見を出し合えて本当に過ごしやすいまちづくりを目指していけたらと思ってまとめとさせていただきます。</p> <p>先生のところにお戻しします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>たくさんの経験や相談の中から、いろんな合理的配慮の工夫とか在り方について、いろいろお話をいただいたところがあるかと思いま</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>す。</p> <p>今の講義につきまして、まだちょっとこの辺をお聞きしたいということがあれば、1つ、2つお伺いしようと思いましたが、どうでしょうか。</p> <p>特によろしいですか。</p> <p>それでは、ありがとうございました。その他、御質問がなければ、事務局からもし補足があればお願いをしたいと思います。</p> <p>障害福祉課長の井上です。御講義ありがとうございました。たくさんのご意見ありがとうございます。先ほどの話、今日の議事録は、市民に見ていただいたら非常にいっぱいヒントはあったんじゃないかなと思います。すごく有意義な意見交換をしていただいたと受け取っています。</p> <p>事務局からは、今後の差別解消支援協議会の運営について、少し補足をさせていただきます。大阪府からも、講義の中にもお話がありましたように、この差別解消支援協議会につきましては、協議会の参画機関で対応した事例や実施した取組等の共有・議論をすることが差別解消法の趣旨となっております。そのため、今後の運営では市はもちろんのこと、市以外の皆さんからも差別解消に向けてどのような取組を行っているかというようなことであるとか、お受けした相談事例についてお話を聞いてまいりたいと考えております。今後とも、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>補足ありがとうございました。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>今の補足について、御質問・御意見ございますでしょうか。</p> <p>実際の御相談のところから、ここでも議論していきたいというふうなことでしたけれども、よろしいですか。</p> <p>そしたら、1番目の議題についてはここで終わりたいと思います。</p> <p>では、2つ目です。事例検討について入っていきたいと思います。</p> <p>議題2「事例検討」に移るのですが、ここからは一応非公開ですが傍聴の方はゼロのままですので、このままいきたいと思います。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 20px auto; text-align: center; padding: 20px;"> <h2 style="margin: 0;">事例検討</h2> </div>
会長	<p>それでは、最後に「今後の予定、事務連絡など」について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>あっせんの申し立てがありましたら、部会や協議会を随時開催いたします。特になかった場合は、令和5年8月頃に協議会を開催したいと考えております。次回の協議会の主な内容といたしましては、令和4年度の障害者差別解消の取組について、市の報告を含め、皆様から</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>も情報共有いただくことを考えております。当日資料4-2に記載の内容について、5月頃に委員の皆様へ送付させていただきたいと思っておりますので、情報提供をお願いしたいと考えております。</p> <p>よって、予定案件から個人情報の取扱いがないため、会議は公開の予定です。なお、本日の会議録につきましては、作成後、委員の皆様にお送りし、発言内容の御確認をいただいた後、ホームページで公開いたします。繰り返しになりますが、事例検討については非公開となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からもう一つなんですけれども、すみません。本日は、改めてどうもありがとうございました。皆様から、かねてから御要望のあった事例検討をやっとさせていただくことができました。活発にご意見を出していただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から説明のあった当日資料について、少し補足をさせていただきます。今回、御覧いただきましたとおり、次の8月の会議に向けまして5月頃に委員の皆様方の知り得る範囲の中で事業の取組であったりとか事例であったりとか、あればお出しいただきたいと記載させていただいています。これは、所属されている団体によっては、これは団体の中で調査するのは大変だというご事情もあろうかと思えます。今回は、今後の取組として委員同士の情報共有であったり、意見交換を活発にしたいというところが趣旨になっておりまして、いろんな取組の共有というのもまずはその第一歩といえますか、試みということでございますから、それぞれ所属の中で広く調査をや</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>っていただくことはお願いをしておりますので、あくまで委員皆様の日常的な知見の範囲の中でお答えいただければ十分です。なければないということで結構ですし、あればある範囲で情報提供いただきましたら、また活発な議論の種になろうかと思っておりますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>事務局からもあったように、協議会を活発化というか活性化して、茨木市の障害のある方に対する差別解消に寄与していくというふうな、そういう協議会として運営をしていくというふうなことに、次年度に向けては事例検討を強化していくということも出されていたと思いますので懸案になっている事項とか、それぞれの事業所で困っていることだとかというのを出しながら、協議会としての考え方や全体としての方向性を少し共有をして進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>あと、先ほどあったように協議会を8月頃を開催することとさせていただくことについて、詳細については後日事務局から通知されますのでよろしくお願いします。</p> <p>今後の予定とか事務連絡について、質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。ちょっとだけいいですか。</p> <p>今日、大阪府の方からの資料提供いただいた中で門真市の取組、アンケート調査を実施されているということで、その結果をもし分かれ</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
会長	<p>ばうれしいなと思ひまして、来年度8月にそういうのがみんなにいただけたり共有できたらうれしいなと思ひんですけど、どうでしょうか。</p> <p>これは、大阪府紹介で門真市からの結果を茨木市で紹介できるのでしょうか。</p>
府職員	<p>大阪府の田中です。</p> <p>そうですね。我々としても門真市さんの調査の結果は、どんな感じになったのかというのは興味があるところですので、ちょっと聞いてみようかなとは思ひています。門真市さんのほうで聞いた調査結果の内容を、公表してもいいですよという御返事をいただけるようであれば、また事務局のほうに情報提供させていただきたいなと思ひています。</p>
会長	<p>あるいは、もしかしたら門真市に依頼をして、今回の学習会みたいな形でアンケート調査の結果をここで報告いただいても構わないかと思ひますので、その辺りは事務局で調整いただければと思ひます。</p>
府職員	<p>門真市さんのほうにも、本日こういう内容で御紹介させていただきますということは御了解いただいておりますので、御存じかと思ひますので直接聞いていただいても問題ないかと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、ございますか。</p> <p>なければ、少し時間は過ぎましたけれども、これを持ちまして会議のほうを終了させていただきたいと思ひます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>皆様、長時間にわたって御協力ありがとうございました。お疲れさ までした。</p> <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>